

商業まちづくり基本方針(中間整理案)に対する意見と対応(案)

【県民】

| No. | 市町村 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対 応 (案) |
|-----|-------------|----------|------|--|---|
| 1 | 県民 (福島市) | 全般 | 全般 | <p>他県に消費人口が吸われて経済的損失が出るから見直そうという動きには反対だな。2040年の福島県人口予想は148万人らしいが当たるだろう。かといって経済的損失が増える訳でもあるまい。政治的課題であろうが参考意見として述べれば、今後は宅配便等の物流が発達して自動車での買い物は減る。かつてのモーターリゼーション開発ではなく公共交通機関の整備による買い物客の利便性とシャッター商店街の事業継承政策を打ち出して、一つの大型店舗のみに集客力を増加させるのではなく、バランスよく商業まちづくりを進めて欲しい。令和時代とは商業まちづくりも美しく調和して行く時代ではなかろうか！</p> | <p>基本方針の見直しにあたっては、人口減少や少子高齢化、商業環境や県民の消費購買の動向など、社会経済情勢の変化に関する現状分析に加えて、商業まちづくりに対する県民や市町村、商工関係団体の御意見等を踏まえ、検討を行っております。</p> <p>条例の基本理念である「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方を維持し、引き続き、県民や市町村等の様々な御意見をお聴きしながら、商業まちづくりの実現に向けて適切に対応してまいります。</p> |

| No. | 市町村 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|-------------|-------------------|--|---|--|
| 2 | 団体 (福島市) | P9 23～25 行目 | <p>2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向</p> <p>(4) 県と市町村の役割分担</p> <p>まちづくりは、住民に最も身近な自治体である市町村が住民との協働により推進するものであり、県は市町村のまちづくりを支援する。</p> <p>特に、人口減少・高齢化社会下における様々な課題に対応するため、複数の市町村における広域的なまちづくりを推進していく必要がある。</p> <p>ア 市町村の役割</p> <p>市町村は、周辺の市町村のまちづくりにも配慮しながら、住民等の意見を踏まえ、県の基本方針に基づき、単独又は共同で基本構想を策定し、当該基本構想に基づき、小売商業施設の適正な配置を図るとともに商業振興に関する施策を計画的に推進するなど、主体的にまちづくりを行う。</p> <p><u>また、周辺の市町村との商業振興での連携を図り、特に連携中枢都市圏や定住自立圏を持つ市町村においては、圏域での協力・連携を深めるなど、広域的なまちづくりを推進する。</u></p> | <p>2005年(平成17年)に制定された「商業まちづくり条例」は、郊外への無秩序な大型店の出店を、一定規制することによって、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を可能にし、中心市街地をはじめ、どこに住んでいても、子どもからお年寄りまで、「安心して暮らせるまちづくり」に、一定の貢献をする条例として大きな力を発揮してきたのではないのでしょうか。そのことは、近隣の県での店舗面積1,000㎡以上の出店件数に占める6,000㎡以上の店舗件数割合が4%と、他県と比較すると極端に少ないことにも表れております。</p> <p>「連携中枢都市圏」には、少子高齢化の中で、より効率的な行政運営を進めるとの観点から、自治体の枠を超えて、公共施設の統廃合がすすめられ、過疎地域の切り捨てにつながる危険があります。保育所、学校、公民館、図書館などは、地域住民にとってなくてはならない施設です。これらの統廃合については、住民の意思を十分尊重してすすめられるべきであり、街づくりにとっても重要な課題です。</p> <p>自治体間での協力・協働による情報発信や「東北六魂祭」のような共同の取り組みは街づくりにとっても有意義であり、大いに進めるべきではありますが、住民にとって必要な公共施設の統廃合につながるような広域連携はすすめるべきではない、と考えます。「連携中枢都市圏構想にもとづく広域的なまちづくりの推進」の文中には、公共施設の統廃合は、「住民の意見を十分に尊重する」旨の文言を加えることを求めます。</p> | <p>ここでは、人口減少や高齢化が進展する中で、市町村が連携して交流人口の拡大やまちなかの賑わい創出に取り組むなど、商業まちづくりの推進においても広域連携が重要であることを記載したものであり、公共施設の統廃合等を念頭に置いたものではありません。</p> <p>なお、まちづくりについては、住民等の意見を踏まえながら、丁寧に議論されることが必要との考えであり、基本方針においても2-(4)-アなどにもその旨を記載しております。</p> <p>見直し案は、原案の通りとします。</p> |

| No. | 市町村 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|-------------|-------------|--|--|--|
| 3 | 県民 (福島市) | P13 17行目 | <p>4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する こと ア 特定小売商業施設の立地を誘導する 市町村 (中略) なお、誘導する市町村の要件の適否を 判断するに当たっては、市町村単位で判 断するほか、複数の市町村で構成する圏 域(連携中枢都市圏、定住自立圏など) において、構成する市町村と特定小売商 業施設の立地に関する調整が図られて いる場合は、圏域単位で要件の適否を判 断することも可能とする。</p> | <p>今回の方針案では、周辺市町村による連携で、広域的なまちづくりを求めています。特定小売商業施設を誘導する際の要件には、単独市町村で判断するほか、圏域において判断も可能との記述があります。この記述を見る限り、原則は単独市町村で、ほかに圏域でも判断できます、のような付け加えた感があるのはなぜでしょうか？また、圏域で挙げているのが、連携中枢と定住自立とありますが、これは、その圏域が成立していなければ、圏域では考えないという意味でしょうか？これらからの市町村は、今後、連携を模索していく方向性だと思います。成立していなければ圏域で考えないというのは、今回の見直しの目玉に挙げた圏域単位での誘導とは言えないと思います。</p> | <p>圏域で誘導市町村の要件の適否を判断する規定については、人口減少や高齢化が進展する中で、市町村が連携して交流人口の拡大やまちなかの賑わい創出などに取り組むことが重要となっており、現在、県内においても連携中枢都市圏などの広域連携の取組が進められていることなども踏まえ、広域的なまちづくりを促進する観点から今回の見直し案に盛り込んだものです。</p> <p>従って、誘導市町村の要件については、原則、単独の市町村単位で適否を判断するものですが、連携中枢都市圏などの圏域が既に構成され、広域的なまちづくりを推進する体制が整っている場合に限り、圏域単位で判断することも可能とすることが適当と考えます。</p> <p>見直し案の考えに変更はありませんが、文章表現を一部修正しております。</p> |

| No. | 市町村 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|-------------|-------------|---|--|---|
| 4 | 県民 (福島市) | P13 21行目 | 4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する こと ア 特定小売商業施設の立地を誘導する 市町村 《要件》 ①-(A)-a ~ ③-(A)-a | 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村として、5つの要件がすべて満たす必要があると記載されていますが、この要件を見る限り、福島、郡山、いわきといった大きな都市に限定になってしまうと思います。特に今回新たに加えた立地適正化計画が必須な計画と見えてしまうのですが？ | 基本方針では、本県が多極分散型の県土構造であることなどを踏まえ、7つの生活圏ごとに、人口や都市機能が集積され、商業の集積を図る必要がある市町村に特定小売商業施設を誘導するという考え方を基本として、誘導市町村の要件を定めています。 そのため、生活圏ごとに人口規模が比較的大きく、商業まちづくりに関係する、認定中心市街地活性化基本計画、商業まちづくり基本構想に加え、立地適正化計画のいずれかを策定している市町村が誘導市町村に該当するものと考えます。 見直し案は、原案の通りとします。 |
| 5 | 県民 (福島市) | P15 1行目 | 4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (3) 特定小売商業施設の抑制に関する こと (中略) 特に、以下の地域への特定小売商業施設の立地については、商業まちづくりの推進に適当でないことから、厳に抑制する。 ① 市街化を抑制する地域 都市計画法に規定する市街化調整区域 ② 市街化の見通しが明確でない地域 都市計画法に規定する区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域で用途地域の指定のない区域並びに都市計画区域以外の地域 | 特定小売商業施設の立地を抑制する地域ですが、市街化の見通しが明確でない地域とありますが、考え方として、現在は市街化調整区域ですが、都市計画法にある地区計画を用いて商業系の施設が出来るものとして、将来、市街化区域の編入を目指している場合は、この②は、見通しがあるので該当しないと考えてよろしいのか？ | 将来、市街化区域への編入を目指している場合も、市街化調整区域である以上、厳に抑制する地域に該当するものと考えます。 |

【市町村】

| No. | 市町村名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対 応 (案) |
|-----|-------|--|---|---|---|
| 1 | 会津若松市 | 全般 | 全般 | <p>県内の社会経済情勢の変化、特に、県外への消費流出を防ぐという視点などを含めた今回の見直しについては、意義があるものと認識している。</p> <p>今回の見直しにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて暮らせるまちづくりの実現 ・県外への消費流出の防止 ・地域における消費購買動向への対応 <p>等、今後も課題に対する効果検証を引き続き行いながら、適宜、見直しを行うなど、地域の実情を踏まえて柔軟に対応していただくことを望む。</p> | <p>今後も、県内の社会経済情勢の変化等を踏まえながら、適切に対応してまいります。</p> |
| 2 | 会津若松市 | P2 35行目 | <p>1 商業まちづくりの推進の意義</p> <p>(3)県内のまち、商業等の現状</p> <p>イ 県民の買い物行動の特性として、自動車で食料品を買いに行く県民の割合が8割を超え、自動車で行きやすい店舗が選ばれているほか、インターネット販売の利用が増加している。</p> | <p>【意見】</p> <p>県外への消費流出が増加傾向にあり、県内経済や商業振興に及ぼす影響を踏まえ、消費流出の防止や抑制に向けた対応や対策についても明記すべきと考える。</p> <p>【理由】</p> <p>消費購買動向調査からも現れている数字であり、県内の商業等の現状として明確に認識するためにも記載しておくべきと思われるため。</p> | <p>基本方針の2-「(3)商業まちづくりを実現するための基本的な方向」に、新たに追加した「楽しさが感じられるまちづくり」や「若い世代の参画」、「空き家等の活用」などの視点を踏まえ、まちづくりを進めることが、県外流出の防止などにもつながるものと考えています。</p> <p>見直し案は、原案の通りとします。</p> |
| 3 | 会津美里町 | P8 26行目 (関連) P8 33行目 ～ P9 5行目 | <p>2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向</p> <p>(3) 商業まちづくりを実現するための基本的な方向</p> <p>エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくり</p> <p>東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた小売事業者等の事業の再開・継続を支援する。</p> <p>さらに、避難解除等区域については、<u>区域見直しやその後の復興に向けた取組と連動しながら、事業の再開・継続、他地域からの新たな創業及び住民の帰還促進のための商業機能の確保を支援する。</u></p> | <p>【意見】</p> <p>「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」の中に、「他地域からの新たな創業」とあるが、他地域だけではなく、地元からの創業支援も加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <p>若い世代のまちづくりへの参画の視点や、まちなかを「楽しい」場所にする視点が今回追加されたことを踏まえ、地元への愛着や誇りをさらに強めてもらうため、地元に住んでいる若い世代も、地元でも起業して働くことができる環境づくりは必要と考える。空き店舗等を活用した創業支援も含む。</p> | <p>御意見を踏まえ、「地元や他地域からの新たな創業」に修正します。</p> |

| No. | 市町村名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|------|-------------|---|--|--|
| 4 | 白河市 | P11 23行目 | <p>3 市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項</p> <p>(3) 基本構想の記載事項</p> <p>イ 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項</p> <p>① 小売商業施設の誘導を図る地区</p> <p>商業集積の中心となるべき中心核(中心市街地活性化基本計画において定められている中心市街地(以下「認定中心市街地」という。)又は立地適正化計画において定められている都市機能誘導区域がある場合は、その全部又は一部)を設定すること。<u>中心核は、原則的に一市町村に一区域とすることが望ましいが、市町村合併などにより、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数存在する場合などは、地域の実情に応じて中心核を複数設定することができる。</u></p> <p>また、商業集積の中心核とは別に、各地域の核(複数も可。)となるべき地区を設定することができる。</p> <p>なお、特定小売商業施設の誘導を図る地区については、商業集積の中心核とすること。</p> | <p>【意見】</p> <p>「中心核は、原則的に一市町村に一区域とすることが望ましいが、市町村合併により、」を削除</p> <p>【理由】</p> <p>立地適正化計画と連携することが望ましいとされているが、立地適正化計画は居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるものであり、複数の拠点が形成されることを予定しているものである。そのため、中心核を一市町村に一区域にすることを原則としてしまうと、その理念から外れることから、削除したほうが望ましいと考える。</p> | <p>商業まちづくり基本構想において、小売商業施設の誘導を図る地区を設定する場合、中心核(特定小売商業施設の誘導を図る地区)と地域核(その他の小売商業施設の誘導を図る地区)を設定することができます。</p> <p>中心核の設定にあたっては、立地適正化計画における都市機能誘導区域がある場合は、商業まちづくり基本構想と立地適正化計画との整合を図る観点から、都市機能誘導区域の全部又は一部に中心核を設定することとしており、必ずしも都市機能誘導区域全てが中心核となることは想定していません。(例えば、都市機能誘導区域のうち中心拠点が中心核、地域(生活)拠点が地域核というイメージです。)</p> <p>特定小売商業施設は、特に規模の大きな施設という位置付けであるため、中心核については、一市町村に一区域が原則であると考えます。(地域の実情に応じて、複数設定することを妨げるものではありません。)</p> <p>見直し案は、原案の通りとします。</p> |

| No. | 市町村名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|------|------------------|----------------------------|--|--|
| 5 | 郡山市 | P12 13行目 ～ | 4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 | <p>このたびの福島県商業まちづくり基本方針等の見直し案につきましては、県全体における商業まちづくりの最適化や、近年の商業施設の更なる大型化に伴う県境を越える商圈の拡大など全国的な商業環境の変化等を踏まえ、このたびの基本方針等の見直し案に対し、以下のとおり、本市の意見を申し上げます。</p> <p>【本市域内における特例措置について】 若い世代を中心とした消費の県外流出を防ぐため、県の中央に位置するこおりやま広域圏(人口: 県の約3割、面積: 県の約2割)の中心市であり、年間商品販売額が県内1位・東北2位である本市においては、基準面積の更なる緩和や既存店舗への対応など全県一律とは異なる特例措置を検討いただきたい。</p> | <p>基本方針や基準店舗面積については、市町村相互のまちづくりへの影響や届出を行う大型店設置者の混乱を避ける観点から、県内一律とすることが適当であると考えています。 見直し案は、原案の通りとします。</p> |
| 6 | 郡山市 | P12 13行目 ～ | 4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 | <p>【既存大型店舗の建替えの特例について】 地域の商業施設として、住民に定着している既存大型店舗の建替え時期が、全県的に近づいているなか、現在の運用で認められる現有面積に加えて6,000㎡までの増加だけでは、商業施設の規模により事業者の想定する建替え計画と乖離が生じることから、既存大型店舗の建替えに当たっては、特例措置を設けるなどの配慮をお願いしたい。</p> | <p>条例では、既存大型店の基準店舗面積未達までの増床については、届出不要としていること、既存大型店の建替えについては、まちづくりや新たな環境への負荷などの影響が比較的少ないことなどを踏まえ、建替え前の店舗面積に基準店舗面積を加えた面積未達で建替えを行う場合は、届出不要とする運用を行っております。 既存大型店と新規出店の大型店との公平性の観点からも、現在の取扱い以上の特例措置は適当でないと考えます。 見直し案は、原案の通りとします。</p> |

| No. | 市町村名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|------|-------------|--|--|--|
| 7 | 郡山市 | P13 17行目 | <p>4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する こと ア 特定小売商業施設の立地を誘導する 市町村 (中略) なお、誘導する市町村の要件の適否を 判断するに当たっては、市町村単位で判 断するほか、複数の市町村で構成する圏 域(連携中枢都市圏、定住自立圏など) において、構成する市町村と特定小売商 業施設の立地に関する調整が図られて いる場合は、圏域単位で要件の適否を判 断することも可能とする。</p> | <p>【圏域単位での立地誘導の適否に係る緩和措置に ついて】※質問含む 《質問》中心市である郡山市には、市街化調整区 域及び都市計画区域外の区域があるが、その区域 の市境の隣接市町村側が、非線引き都市計画区域 内における用途地域以外の区域、いわゆる「白地」 である場合、その市町村が、当該「白地」を商業地 域等に用途指定し、圏域市町村で調整がなされれ ば、県は、当該指定した箇所への特定小売商業施 設の立地を認めるのでしょうか？ 《意見》認めるということであれば、当該見直し案 は、中心市に対して実質不利な見直しとなるため、 中心市に対し、何らかの配慮をお願いしたい。</p> | <p>「圏域」を構成している市町村において、いわゆ る「白地地域」を新たに商業地域等に指定し、商 業まちづくり基本構想等において、その地域を特 定小売商業施設を誘導するエリアとして位置づ けている場合に、当該エリアへの特定小売商業 施設の立地について、圏域内で調整がなされて いる場合は、その場所が基本方針に定める誘導 地域となる可能性があります。 ただし、その場合も、条例に基づき、圏域を構 成する市町村やそれ以外の市町村も含めた広 域調整を行い、その結果を踏まえ、商業まちづく り審議会の意見も聴いた上で、県として立地につ いて意見を述べることとなります。 見直し案の考えに変更はありませんが、文章 表現を一部修正しております。</p> |

| No. | 市町村名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|------|------------|---|--|---|
| 8 | 二本松市 | P14 5行目 | <p>4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する こと ア 特定小売商業施設の立地を誘導する 市町村 《要件》 (中略) ③ 人が集まる条件が整っている市町村 A) 周辺の市町村から公共交通機関によるアクセスが良好である地域を有する 市町村 a 周辺の市町村からのアクセスが良好な鉄道や乗合バスの結節点があること。複数の路線が乗り入れる鉄道駅がある場合は、それを結節点とし、単一の路線が乗り入れる鉄道駅においては、乗合バスが当該駅周辺の停留所に概ね1日30回以上乗り入れる場合に、結節点とする。</p> <p>なお、乗合バスとは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に基づく許可を受け、同法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行を行うものをいう。</p> | <p>【意見】 「概ね1日30回以上」を「複数回」に修正すべき。 【理由】 1日30回以上としなければならない確固たる理由がなく、現在、国では持続可能な公共交通確保のために、公共交通網の再編や最適化を進めております。</p> <p>その中で、バス路線にあっては、中心市街地における路線の重複やバス運行会社の競合が問題となっており、更に大型バスによる交通渋滞の解消が必要とされております。</p> <p>よって、中心部の交通結節点より郊外の乗り継ぎ拠点までの幹線系統と、その先のフィーダー系統を切り分け、市街地中心部のバス路線の集約化が、推奨されております。</p> <p>本市においても、幹線系統とフィーダー系統の切り分け、幹線系統への集約化を拡大する方向としております。</p> <p>そのような中において、中心部の鉄道駅周辺のバス停留所への乗り合いバスの乗り入れを増加させようとする施策は、持続可能な公共交通の確保と相反する恐れがあり、「概ね1日30回以上」と定量指標を用いての規制は修正するべきである。</p> | <p>基本方針では、歩いて暮らせるまちづくりの観点から、特定小売商業施設は、周辺の市町村から公共交通機関によるアクセスが良好である市町村に誘導することを基本としており、「周辺の市町村からのアクセスが良好な鉄道や乗合バスの結節点があること。」を誘導市町村の要件の一つとしています。</p> <p>なお、乗合バスについては、一日の乗り入れ回数が数回程度しかない停留所なども存在するため、自動車に対抗できるだけの利便性を備えていることを担保する観点から、一日に概ね30回以上(1時間に往復で2回程度以上)乗り入れしているという具体的なサービスレベルの要件も追加したものです。</p> <p>今回の要件見直しは、中心部の鉄道駅周辺のバス停留所への乗合バスの乗り入れを増加させようとするものではなく、また、持続可能な公共交通の確保の趣旨に反するものではないと考えます。</p> <p>見直し案は、原案の通りとします。</p> |

| No. | 市町村名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|------|------------------|--|---|---|
| 9 | 郡山市 | P14 10行目 ～ | <p>4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する こと イ 特定小売商業施設の立地を誘導する 地域 (中略) 《優先順位》 ① 認定中心市街地内の商業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域の商業地域、又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の商業地域 ② 認定中心市街地内の近隣商業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域内の近隣商業地域、又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の近隣商業地域 ③ 認定中心市街地内の準工業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域の準工業地域、又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の準工業地域</p> | <p>【用途地域について】 全国的な商業施設の大型化傾向を考慮すると、基準店舗面積8,000㎡への変更では緩和の度合いが少ないと思われるため、都市計画法に基づく用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域については、市町村による商業まちづくり基本構想の策定にかかわらず、条例の適用外として取り扱うよう、お願いしたい。</p> | <p>条例では、特に規模の大きな特定小売商業施設が、その立地によって市町村の範囲を越えてまちづくりに影響を及ぼすおそれがあることや環境への負荷、市街地拡散等の影響が懸念されることから、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の観点から、郊外立地の抑制と人口や商業機能などの都市機能が集積しているなど、一定の条件を満たしたエリアへの誘導によって、その適正な配置を図ることとしております。 また、現在、国においても、今後の人口減少を踏まえ、誰もが安全・安心に暮らせる持続可能なまちづくりを進める観点から、それぞれの市町村において、商業機能をはじめとした都市機能や住居を一定のエリアに誘導するため、立地適正化計画の策定が促進されています。 こうしたことから、市町村において、住民等の意見を聴きながら、商業まちづくり基本構想や立地適正化計画などの計画を策定し、商業機能をはじめとした都市機能を集積させる方針が示されているエリアに、特定小売商業施設を誘導することが適当であると考えます。 見直し案は、原案の通りとします。</p> |

| No. | 市町村名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|------|-------------|--|--|---|
| 10 | 伊達市 | P14 34行目 | <p>4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (3) 特定小売商業施設の抑制に関する こと (中略) 特に、以下の地域への特定小売商業 施設の立地については、商業まちづくり の推進に適切でないことから、厳に抑制 する。 ① 市街化を抑制する地域 都市計画法に規定する市街化調整区 域</p> | <p>【意見】 現に立地を抑制する地域として、一律に市街化調 整区域を制限対象区域とされているが、国の法律 上、立地可能となるものについては、その記載を明 記すべき。</p> <p>【理由】 国の法律上、市街化調整区域であっても都市計 画法第34条の適用を受けるものには、特定小売商 業施設であってもその抑制を受けるものでないこと から、国の法律との齟齬が生じることはないように 修正を要望するもの。</p> | <p>条例では、特に規模の大きな特定小売商業施 設が、その立地によって市町村の範囲を越えて まちづくりに影響を及ぼすおそれがあることなど から、都市計画法の手続きとは別に、広域調整 を行うとともに、「持続可能な歩いて暮らせるまち づくり」などまちづくりの基本的な考え方を定めた 基本方針に基づき、立地の誘導・抑制を行うこと で、その適正な配置を図ることとしております。 市街化調整区域については、特定小売商業施 設の立地により、環境への負荷や新たな社会資 本の整備等が発生するおそれがあるなど、商業 まちづくりの推進に適切でないことから、基本方 針において、特定小売商業施設の立地を厳に抑 制する地域としています。 見直し案は、原案のとおりとします。</p> |
| 11 | 郡山市 | P15 2行目 | <p>4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (3) 特定小売商業施設の抑制に関する こと (中略) 特に、以下の地域への特定小売商業 施設の立地については、商業まちづくり の推進に適切でないことから、厳に抑制 する。 ① 市街化を抑制する地域 都市計画法に規定する市街化調整区 域</p> | <p>【IC周辺地域など市街化調整区域の一部における 特段の配慮について】 郡山南IC、郡山中央スマートIC等の各インター チェンジ周辺地域は、市街化調整区域に位置する が、その高い立地ポテンシャルを利活用するととも に、ストック効果を最大限に生かしていくため、イン ターチェンジ周辺において、都市計画法を含め土地 利用上の条件が整理された場合については、特段 の配慮をお願いしたい。</p> | 同上 |

| No. | 市町村名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|------|-------------|--|---|---|
| 12 | 浪江町 | P16 12行目 | <p>5 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項 (1) 商業まちづくりの推進に関する県の施策 エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興 東日本大震災及び原子力災害による被害を受けた小売事業者等の事業再開・継続を支援する。 さらに、避難解除等区域については、区域見直しやその後の復興に向けた取組と連動しながら、事業の再開・継続及び住民の帰還促進のための商業機能の確保、帰還した住民、特に自動車を運転できない人や運転免許の自主返納を考えている人などにとって、<u>買い物などの日常生活の移動手段となる広域公共交通ネットワークの形成等を支援する。</u></p> | <p>「5 商業まちづくりの推進に関する県の施策」に追加された、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興(買い物など日常生活の移動手段となる公共交通ネットワークの形成等を支援【追加】)に基づき、地域の実情を鑑みた施策の展開を要望したい。</p> | <p>今後も、避難地域における東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興と持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、関係部局と連携しながら、広域公共交通ネットワーク形成をはじめ、市町村のまちづくりを支援してまいります。</p> |

【商工関係団体】

| No. | 団体名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|-----------|----------|------|---|--|
| 1 | いわき商工会議所 | 全般 | 全般 | <p>【意見】 特になし</p> <p>【理由】 「商業まちづくり基本方針」中間整理案の通り、今回の見直しは、まちの現状及び課題を踏まえた内容であり、変更等特になし。</p> | - |
| 2 | 福島県商工会連合会 | 全般 | 全般 | <p>今まで地域小規模事業者が果たしてきた役割を考慮しつつ、小規模事業者に配慮した内容としていただきたい。</p> | <p>地域の小規模な小売店舗等は、自動車に過度に依存せず、誰もが身近な場所で買い物ができるまちづくりの実現のために必要不可欠であり、人口減少・高齢化の更なる進展が予測される状況において、今後も重要な役割を担うものと考えています。</p> <p>基本方針の見直しにあたっては、そうした観点も踏まえ、1-(4)-ア-②、1-(4)-イ-①、3-(2)-アなどにおいて、中心市街地の多様な機能の維持・回復、地域の買い物を支える小売商業施設の維持等の必要性について記載しています。</p> |
| 3 | 会津若松商工会議所 | 全般 | 全般 | <p>【意見・理由】 本条例により、郊外への大規模小売商業施設の新設は現に抑制されてきたが、一方で、本条例方針の重要な事項である「持続可能な歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進」は、現在多くの市町村で課題となっている街の魅力創出に向けた事業者の活力再生と住民の生活・交流の場となるまちづくりの推進に向け、大規模小売店の適正配置と同等に取り組むべき事項であり、関係市町村及び経済団体等の取組への一層の支援について強調すべきである。</p> <p>また、全国でも特に広範で多極分散型である県土の特性を鑑み、7つの生活圏それぞれの実情を十分に踏まえ、より一層の地域にあった施策支援について強調すべきである。</p> | <p>商業まちづくりの推進にあたっては、特定小売商業施設の適正配置の実現と中心市街地等における商業振興施策や買い物困難者対策などの施策を官民が連携しながら、総合的・一体的に行うことが重要であると考えます。</p> <p>今後も、地域の特色を踏まえ、まちづくりの主体である市町村や商店街等の取組みへの支援などを行いながら、商業まちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。</p> |

| No. | 団体名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|-------------------------|------------|---|---|---|
| 4 | 商工関係団体 (県北) | 全般 | 全般 | 【意見】 商業まちづくり基本方針(中間整理案)に賛成します。 【理由】 社会経済情勢の変化等に的確に対応されています。 | - |
| 5 | 喜多方市中央 通り商店街振興 組合 | P2 27行目 | 1 商業まちづくりの推進の意義 (3) 県内のまち、商業等の現状 ア 平成23年3月11日に発生した東北 地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波 による災害(以下「東日本大震災」とい う。)を契機とした東京電力福島第一原子 力発電所事故による災害(以下「原子力 災害」という。)の発生により～(以下省 略) | 【意見】 「原子力災害」は「原子力事故災害」とする。 「災害」だと自然災害の面が強調されるので、国や 東電の将来の保障として、「事故災害」としたら良 い。 | 本基本方針の上位計画にあたる福島県総合計 画「ふくしま新生プラン」において、「原子力災害」 と表記しているため、上位計画との整合を図り、 同様の表記としています。 見直し案は原案の通りとします。 |
| 6 | 須賀川中央商 店街振興組合 | P6 32行目 | 2 商業まちづくりの推進に関する基本的 な方向 | 医療と福祉を取り入れたまちづくり(商店街) 生活環境を考えると高齢化社会になって、医療と 福祉問題は必ず出てきます。まちづくりの中には必 要と思います。 ※病院、福祉センター(介護含む)、商店街 | 福祉など他の政策分野との連携は重要である ことから、5-(2)-ウに福祉分野などとの連携につ いて記載しています。 見直し案は、原案の通りとします。 |
| 7 | 喜多方市中央 通り商店街振興 組合 | P6 38行目 | 2 商業まちづくりの推進に関する基本的 な方向 (1) まちづくりの基本的な考え方 ア 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり 各種の都市機能を中心市街地に集積 し、公共交通等によって誰もが容易にア クセスできるなど、高齢者や障がい者を はじめとする全ての人にとって暮らしやす いまちづくりの実現や持続可能な自治体 運営の実現などを図ること。 | 【意見】 「公共交通等によって」を「公共交通・デマンドタク シー、病院のバス、スクールバス、福祉バス等 によって」と具体的に明示した方がわかりやすい。 | 「公共交通等」には、御指摘の交通手段も含ま れていますが、その他の記載とのバランスを考 慮し、原案の通りとします。 |

| No. | 団体名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|-------------------------|-------------------|---|---|-----------------------------------|
| 8 | 栄町商店街 振興組合 (南相馬市) | P8 36~38 行目 | 2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向 (3) 商業まちづくりを実現するための基本的な方向 キ 若い世代が参画するまちづくり 若い世代が地域に誇りや愛着を感じ、将来のまちづくりの担い手となるよう、若い世代のアイデアを積極的に取り入れ、活躍できる場をつくるなど、まちづくりへの参画を促進する。 | 【意見】 「子供達を含めた若い世代」に修正すべき。 【理由】 2015年度当組合では、県の委託を受け子供達のアイデアによる商店街の賑わいづくりを目的に「ふくしまの子・ふるさとの商店街」プロデュース事業に取り組みました。この中で、参加した約70名の子供達にアンケートをとったところ、商店街で買い物をしたことがないと全員の子供達が答えました。大変ショックを覚えました。まち探検や販売体験、ものを作り出す喜びを体験したことや、ワークショップでの意見集約で、すばらしいアイデアがたくさんあり、商業者として気づかされたことがたくさんありました。 商業まちづくりには、子供達を含めた若年層の感想は不可欠を思い、あえて子供達という言葉を入れようかと考えました。 | 御意見を踏まえ、「子どもや学生なども含め、若い世代」に修正します。 |
| 9 | 伊達市商工会 | P12 13行目 ~ | 4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 | 特に意見はありません。 本市においては、相馬福島道路の全線開通が間近となり、相馬から米沢までの横線と東北自動車道の縦線による商圈の拡大と併せ、交流人口の拡大、地域経済の活性化が大いに期待される所です。 今回の見直しにより、「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」で、商業施設の立地について広域的な視点での連携したまちづくりという考え方に変更予定の点が大きく評価できると思います。 | - |

| No. | 団体名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|-----------------|-------------|--|---|--|
| 10 | 福島県商工会 議所連合会 | P13 17行目 | <p>4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する こと ア 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村 (中略) なお、誘導する市町村の要件の適否を判断するに当たっては、市町村単位で判断するほか、複数の市町村で構成する圏域(連携中枢都市圏、定住自立圏など)において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で要件の適否を判断することも可能とする。</p> | <p>【意見】 「なお、誘導する市町村の要件の適否を判断するに当たっては、市町村単位で判断するほか、複数の市町村で構成する圏域(連携中枢都市圏、定住自立圏など)において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で要件の適否を判断することも可能とする。」を 「なお、誘導する市町村の要件の適否を判断するに当たっては、市町村単位で判断するほか、複数の市町村で構成する圏域(連携中枢都市圏、定住自立圏など)において、特定小売商業施設の立地が計画されている市町村と構成する市町村において、その立地に関する調整が明確に計画等に規定されている場合は、県はその調整を尊重する。」に修正すべき。</p> <p>【理由】 条例の趣旨は、特定小売商業施設が新たに設置された場合、当該市町村のみならず、周辺市町村のまちづくりに影響を与えることから、広域行政機関で福島県が広域の見地からその立地を調整するものであるため、複数の市町村において特定小売商業施設の立地の調整が図れるのであれば、県はその調整を尊重すべきである。 しかし、次の3点の問題があることから、上記のとおりに変更するようお願いします。 ①圏域単位で要件の適否を判断する場合、立地する市町村が特定されず、基本方針で定める、特定小売商業施設を誘導する市町村を定める3つの要件との整合性がとれなくなるため。 ②圏域を構成する市町村の調整が図れたとしても、特定小売商業施設の立地による影響を受ける、その圏域に隣接する市町村との調整は図られていないことから、特定小売商業施設の立地による影響を受けるとされる市町村全部の調整が図られておらず、立地の調整が図られているとは県として言えないため。 ③「構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合」とは、具体的にどのような場合をいうのか定められておらず、明確に規定されておらず、混乱も招くおそれがあるため。</p> | <p>圏域で誘導市町村の要件の適否を判断する規定については、人口減少や高齢化が進展する中で、市町村が連携して交流人口の拡大やまちなかの賑わい創出などに取り組むことが重要となっており、現在、県内においても連携中枢都市圏などの広域連携の取組が進められていることなども踏まえ、広域的なまちづくりを促進する観点から今回の見直し案に盛り込んだものです。 条例による届出は、特定小売商業施設を新設する者が行いますが、この圏域の規定を活用する場合は、特定小売商業施設が立地する市町村が、誘致に積極的であることが前提と考えています。 そのため、圏域での調整については、立地市町村が、圏域の意見調整の場などにおいて、特定小売商業施設が立地することによる圏域への影響や効果などを丁寧に説明し、圏域を構成する市町村から理解を得ることが望ましいと考えます。 なお、この規定は、圏域での調整をもって、無条件に特定小売商業施設の立地を認める趣旨ではないため、圏域単位で誘導市町村の要件を満たしているか、単独市町村で要件を満たしているかにかかわらず、特定小売商業施設の新設予定地は、別途誘導地域の要件を満たす必要があるほか、条例に基づき、圏域以外の市町村も含めた周辺市町村との広域調整を行なった上で、県が最終的に立地について意見を述べることとなります。 見直し案の考えに変更はありませんが、文章表現を一部修正しております。</p> |

| No. | 団体名 | ページ 行 | 該当項目 | 意見の内容 | 対応(案) |
|-----|-------------------------|-------------|--|--|--|
| 11 | 喜多方市中央 通り商店街振興 組合 | P16 11行目 | <p>5 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項</p> <p>(1) 商業まちづくりの推進に関する県の施策</p> <p>エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興</p> <p>東日本大震災及び原子力災害による被害を受けた小売事業者等の事業再開・継続を支援する。</p> <p>さらに、避難解除等区域については、区域見直しやその後の復興に向けた取組と連動しながら、事業の再開・継続及び住民の帰還促進のための商業機能の確保、帰還した住民、<u>特に自動車の運転ができない方など</u>にとって、買い物などの日常生活の移動手段となる広域公共交通ネットワークの形成等を支援する。</p> | <p>【意見】</p> <p>「特に自動車の運転ができない方など」を「特に免許証返納により自動車の運転ができない方など」としてはどうか。</p> | <p>「自動車の運転ができない方など」には、免許証を返納された方をはじめ、免許証を持っていない方や持たない方などを広く含めた記載であるため、見直し案は、原案の通りとします。</p> |
| 12 | 喜多方市中央 通り商店街振興 組合 | P16 27行目 | <p>5 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項</p> <p>(2) その他商業まちづくりの推進において留意すべき事項</p> <p>ウ 他の政策分野等との連携</p> <p>商業まちづくりの推進に当たっては、人口減少を踏まえた効率性や採算性の確保の観点から、「商業」の視点だけでなく、福祉分野、<u>公共交通分野など</u>、他の政策分野等の視点も取り入れ、相互に連携しながら施策を実施することが有効である。</p> | <p>【意見】</p> <p>「公共交通分野など」の前に「都市計画法による立地適正化計画などに」と入れた方がより具体的でわかりやすい。</p> | <p>都市計画は、商業まちづくりと密接に関連する分野ですが、ここでは、人口減少社会において、特に連携が有効である分野について記載したものであるため、原案の通りとします。</p> |